

3 許可行政庁と許可区分

(1) 許可行政庁 ～「都道府県知事許可」と「国土交通大臣」～

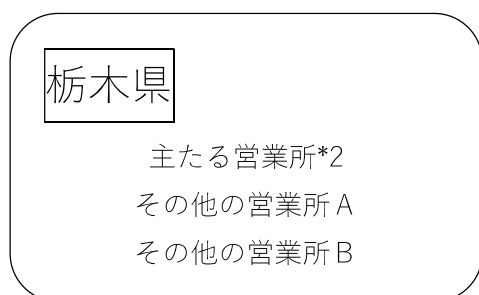
建設業の許可は、許可を受けようとする者の設ける営業所*1の所在地によって、許可行政庁が異なります。

栃木県内だけに営業所がある者は、栃木県知事許可を受ける必要があります。(例①)

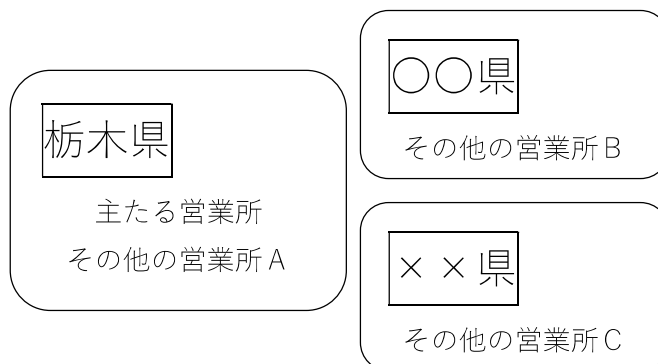
栃木県のほか、他の都道府県にも営業所がある者は、国土交通大臣許可を受ける必要があります。

(例②)

例① 知事許可



例② 大臣許可



*1「営業所」… 常時、建設工事の請負契約の見積り、入札等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所。また、これ以外であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する場合も、ここでいう営業所に該当します。

なお、建設業に無関係な支店、単なる登記上の本店並びに支店、臨時的事務所、作業所等は含みません。

また、許可を受けた業種のうち営業所の届出を行っていない営業所にあっては、軽微な工事であっても、当該許可を受けた業種についての営業は行えません。その業種の許可を受けた以上は、当該業種について届出がされた営業所のみで営業を行わなければなりません。

なお、許可を受けた業種のうち営業所としての届出を行っていない営業所において、(軽微な工事も含めて) 営業を行った場合には、「無許可営業」を行ったとして建設業法上の監督処分の対象になります。

*2「主たる営業所」…建設業を営む営業所を統轄し、指導監督する権限を有する一か所の営業所をいいます。なお、名目上は本社、本店等であっても、実質的に本店の機能を有していない場合は主たる営業所には該当しません。

(2) 許可の区分 ～「一般建設業許可」と「特定建設業許可」～

建設業の許可は、許可を受けようとする建設業の建設工事を施工するための下請契約の金額によって、特定建設業の許可と一般建設業の許可に区分されます。

① 特定建設業（指定建設業）の許可

建設工事の最初の発注者から直接請け負う一件の建設工事について、消費税相当額を含む下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上ある時は下請代金の額の総額）が4,500万円以上（建築工事業については7,000万円以上。元請負人が提供する材料等の価格は含まない。）となる下請契約を締結して下請負人に施工させる場合には、特定建設業の許可が必要です。

また、特定建設業のうち、総合的な施工技術を要する建設業（土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園工事業の7業種）については指定建設業と位置づけられ、さらに技術者の基準が加重されています。

ひとつでも特定建設業許可の業種を有する建設業者は「特定建設業者」と呼ばれ、特定建設業者に対しては下請負人の保護等のため、建設業法上特に重い義務が課されることになります。

② 一般建設業の許可

上記①以外の許可をいいます。

<一般・特定業者による下請契約可能な範囲>

↑ 特 定 許 可 ↓	元 請 工 事	・ 4,500万円以上下請へ発注 (建築工事は7,000万円以上)	↑ 一 般 許 可 ↓
		・ 4,500万円未満下請へ発注 (建築工事は7,000万円未満)	
		・ 全額自社施工	
下 請 工 事			

上記金額には、消費税相当額を含みます。

※ 許可は工事業種別に申請することになります。同一業種について主たる営業所が特定建設業を、その他の営業所が一般建設業を申請することはできませんので注意してください。

4 許可の基準

許可を受けようとする者は、次の（１）～（４）の基準を全て満たしていることが必要です。

（１）経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること

①、②をすべて満たしていることが必要です。

①適切な経営能力を有すること（法第7条第1号・規則第7条第1号）

以下のⅠ又はⅡのいずれかの体制を有することが必要です。

Ⅰ 法人である場合には常勤*1の役員*2のうち1人が、個人である場合には本人又は支配人（支配人登記がされている者）のうち1人が次のいずれかに該当する者であること（合算可能）

規則第7条 第1号イ	(1)建設業に関して、5年以上の経營業務の管理責任者（法人の役員、事業主又は支配人、建設業法上の支店長、営業所長等）としての経験*3がある者
	(2)建設業に関して、経營業務の管理責任者に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）*4にあって、5年以上経營業務を管理した経験*5がある者
	(3)建設業に関して、経營業務の管理責任者に準ずる地位*6にあって、6年以上 <u>経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験*7</u> がある者

【経験した建設工事の種類】

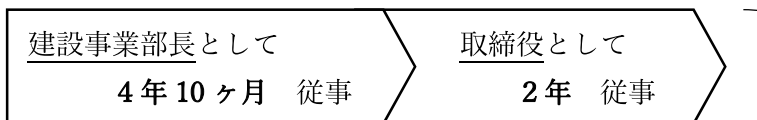
「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類のことを指します。したがって、申請しようとする建設業の種類のみを経験に限られず、原則としていずれの建設業の種類も経営経験として算入することができます。

なお、許可を有していなかった期間について軽微な工事のみを営業してきた経験も、当然に算入することができます。

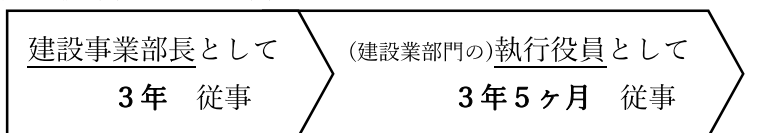
【経験期間の合算】

上記Ⅰの(1)～(3)の経験を組み合わせて申請することもできます。

《例1》(1)役員等+(3)役員等に準ずる地位



《例2》(1)役員等+(2)役員等に準ずる地位



上記Ⅰ(3)の経験が含まれる場合には、**合わせて6年以上の経験期間を有していることが必要です。**

Ⅰの(2)、(3)の体制で申請する場合、個別に要件の確認を行いますので、事前に監理課建設業担当までお問い合わせください。

※証明のための確認書類については、P40をご参照ください。

II 法人である場合には常勤*1の役員*2のうち1人が、個人である場合には本人又は支配人（支配人登記がされている者）のうち1人が次のアのいずれかに該当する者であって、かつ、その者を直接に補佐する者*8として次のイに該当する者をそれぞれ置くこと（規則第7条第1号ロ）

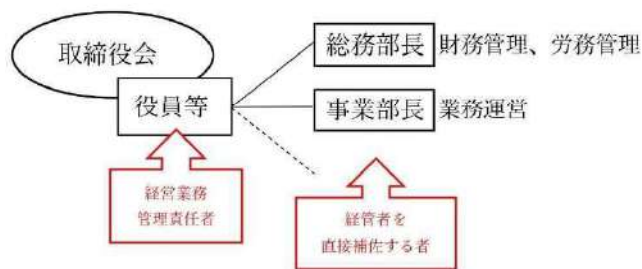
ア	a 建設業に関し、2年以上役員等*9としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者*10（財務管理*11、労務管理*12又は業務運営*13の業務を担当するものに限る）としての経験を有する者（法第7条第1号ロ(1)）
	b 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者（法第7条第1号ロ(2)）
イ★	c 許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の財務管理*11の経験を有する者
	d 許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の労務管理*12の経験を有する者
	e 許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の業務運営*13の経験を有する者

※イにおける財務管理等の経験は、申請者となる事業所における経験のみに限られます。

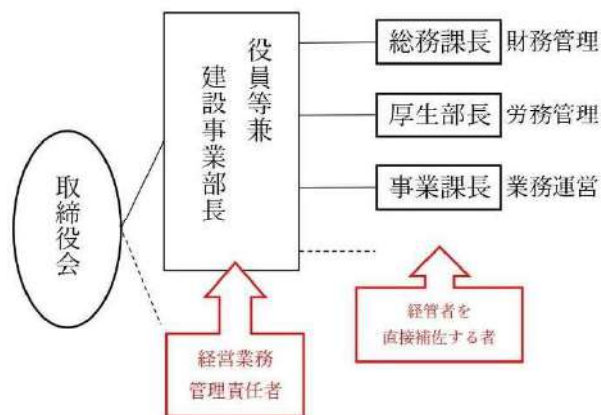
※イ（直接に補佐する者）は、1人がc～eの地位を兼ねることは可能（経験期間の重複も可）ですが、アの業務とイの業務を兼務することはできません。

上記IIの体制としては、原則として以下の2つのケースが適用されることになります。

① 経營業務の管理責任者が役員等であり、補佐する者として、財務・労務管理、業務運営の部門の長（ex.総務部長、事業部長）を配置する場合



② 経營業務の管理責任者が建設業の部門の長を兼務する役員等であり、兼務役員としての職責上の地位の範囲内で全ての補佐する者を配置できる場合



IIの体制で申請する場合、個別に要件の確認を行いますので、事前に監理課建設業担当までお問い合わせください。

※上記IIによる申請書類についてはP75～77の様式を使用してください。

※証明のための確認書類については、P40をご参照ください。

○前ページの用語について

1	常勤であること	本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者 ※他の法令（建築士法等）で専任を要する者になっている場合には、専任を要する営業体及び場所が同一であること
2	法人の役員 （執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は原則として含まない）	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社又は有限会社の取締役 ・持分会社（合名・合資・合同会社）の業務を執行する社員 ・指名委員会等設置会社の執行役 ・法人格のある各種組合等の理事等 ・業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等
3	経営業務の管理責任者としての経験	営業取引上対外的に責任を有する地位（法人の役員、個人の事業主又は支配人、建設業法施行令で定める営業所長等）にあり、建設業の経営業務について総合的に管理した経験があること
4	経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）	取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門（建設業に関する部門）に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任された者
5	経営業務を管理した経験	取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行（建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者の配置、下請業者との契約の締結等）に専念した経験
6	経営業務の管理責任者に準ずる地位	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 取締役、業務を執行する社員、執行役、組合理事、建設業法上の営業所長等に次ぐ職制上の地位にある者 ・個人の場合 確定申告の際に「専従者」として税務署に届出のある、事業主に次ぐ職制上の地位にある者 ※事業主に次ぐ職制上の地位にあることが証明できる場合にはこの限りではない
7	経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験	経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般に従事した経験
8	直接に補佐する者	組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行う者

9	役員等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社又は有限会社の取締役 ・持分会社（合名・合資・合同会社）の業務を執行する社員 ・指名委員会等設置会社の執行役 ・法人格のある各種組合等の理事等 ・法人に対し、上記と同等以上の支配力を有する者と認められる者（いかなる名称を有する者であるかを問わない）
10	役員等に次ぐ職制上の地位にある者	<p>当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者</p> <p>※必ずしも代表権を有することを要しない</p>
11	財務管理の業務経験 ※自社での経験に限る	建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験
12	労務管理の業務経験 ※自社での経験に限る	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験
13	業務運営の経験 ※自社での経験に限る	会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験

②適切な社会保険に加入していること（法第7条第1号・規則第7条第2号）

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、適用されるべき全ての適用事業所又は適用事業について、適正な届出を行った者であることが必要です。

健康保険・厚生年金保険について

法人の事業所については、役員1人でも原則として適用事業所に該当します。また、個人の事業所については、常時従業員が5人以上いる場合に原則として適用事業所に該当します。

適用事業所への該当等、制度に関する詳細については、最寄りの年金事務所へ直接お問い合わせください。

なお、管轄の年金事務所については、日本年金機構のホームページよりお調べいただけます。

(URL : https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/tochigi/kankatsu_tochigi.html)

雇用保険について

従業員を1人でも雇用している場合は、原則として適用事業所に該当します。

適用事業所への該当等、制度に関する詳細については、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へ直接お問い合わせください。

なお、管轄のハローワークについては、栃木労働局のホームページよりお調べいただけます。

(URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>)

(2) 専任の技術者がいること

許可を受けて建設業を営もうとする営業所ごとに、各業種について下記の基準に該当する専任の技術者を置く必要があります。なお、専任の技術者は1人で複数の業種について兼務することが可能ですが、営業所に常勤する必要があります。

○「専任技術者」とは

建設工事に係る請負契約の適正な締結や工事の施工を技術面から確保するために、その営業所で勤務する技術者のことをいいます。

○「専任」の定義

「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。例えば会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払い状況、その者に対する人事権の状況等により、専任か否かの判断を行います。いわゆる出向社員であっても、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、専任技術者として取り扱うことが可能です。

一方、この定義により、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者とは、原則兼任することができません。

なお、出向者の技術者も、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者になることはできません（現場配置の主任技術者等は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められるためです）。したがって、出向者を営業所専任技術者とする場合、許可を受けようとする業種について現場配置の主任技術者等となり得る者を、申請者において別途直接に雇用する必要があります。

○専任の者とは認められない場合

以下に掲げるような者は、専任技術者として認められません。

（経營業務管理責任者についても、原則本社本店において休日等を除き毎日所定の時間中職務に従事する者とされていることから、同様の取り扱いとします。）

- ・居住地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上合理的でない通勤になる者
- ・他の営業所（他の建設業者の営業所も含む。）において専任を要する者
- ・建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・他に個人事業を行っている者、他の法人の常勤役員等、公職に就く者（地方議会議員など）等他の営業等について一定程度業務に従事していると認められる者

ア 一般建設業の許可を受ける場合の技術者の基準 (法第7条第2号)

①	所定の学科*1 を修めて <u>高等学校(旧中等学校令による実業学校を含む)又は中等教育学校卒業後、5年以上の実務経験を有する者。*2</u>	「イ」 該当
②	所定の学科*1 を修めて <u>大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)卒業後、3年以上の実務経験を有する者。*2</u>	
③	<u>10年以上の実務経験を有する者。*2</u> (電気・消防施設については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者でなければ、一定の工事に直接従事することができません。)	「ロ」 該当
④	「表1 技術者有資格コード表」(一般建設業)(P50~51)において、許可を受けようとする <u>業種に対応した資格を有する者。</u>	「ハ」 該当
⑤	旧実業学校卒業程度検定で、所定の学科*1 に合格後5年以上の実務経験を有する者。*2 旧専門学校卒業程度検定で、所定の学科*1 に合格後3年以上の実務経験を有する者。*2	
⑥	所定の学科*1 を修めて <u>専修学校の専門課程を卒業後、5年以上の実務経験を有する者。*2</u> (専門士又は高度専門士を称する者は、3年以上の実務経験で可)	
⑦	大学の所定の学科*1 に係る単位を優秀な成績で修め <u>当該大学の大学院に「飛び入学」した後、3年以上の実務経験を有する者。</u>	
⑧	(独) 大学改革支援・学位授与機構より所定の学科*1 に係る <u>学士の学位を授与された後、3年以上の実務経験を有する者。</u>	
⑨	大臣が①~③に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものと認定した者。	

*1) 所定の学科については「表3 建設業の種類別指定学科」(P54)をご参照ください。

*2) 経験の期間の重複はできません。例えば2業種を各々10年間の実務経験で申請する場合は原則として20年以上の期間が必要となります。

イ 特定建設業の許可を受ける場合の技術者の基準* (法第15条第2号)

⑩	「表2 技術者有資格コード表(特定建設業)」(P52~53)において、 <u>許可を受けようとする業種に対応した資格を有する者。</u>	「イ」 該当
⑪	一般建設業の技術者基準(①~⑨)のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする業種の工事であって、かつ <u>元請として4,500万円以上</u> (平成6年12月28日前の工事にあつては、3,000万円以上、昭和59年10月1日前の工事にあつては、1,500万円以上)の <u>工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者。</u>	「ロ」 該当
⑫	大臣が上記⑩又は⑪に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者。 (指定建設業7業種*3に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評定に合格した者若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者)	「ハ」 該当
⑬	大臣認定後その有効期間内に監理技術者講習を受講し、その後も継続して監理技術者講習を有効期間内に受講し続けている者	
⑭	大臣認定後その有効期間が失効した者のうち、失効後6ヶ月以内に監理技術者講習を受講し、その後も継続して監理技術者講習を有効期間内に受講し続けている者	

＊) 特定建設業における指定建設業について

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種は、施工技術の総合性や普及状況、その他の事情等を勘案し、「指定建設業」としてさらに技術者要件が加重されています。

この7業種について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、前述イのうち「⑩又は⑫のうち⑩と同等以上の者と認定された者」に該当することが必要です。

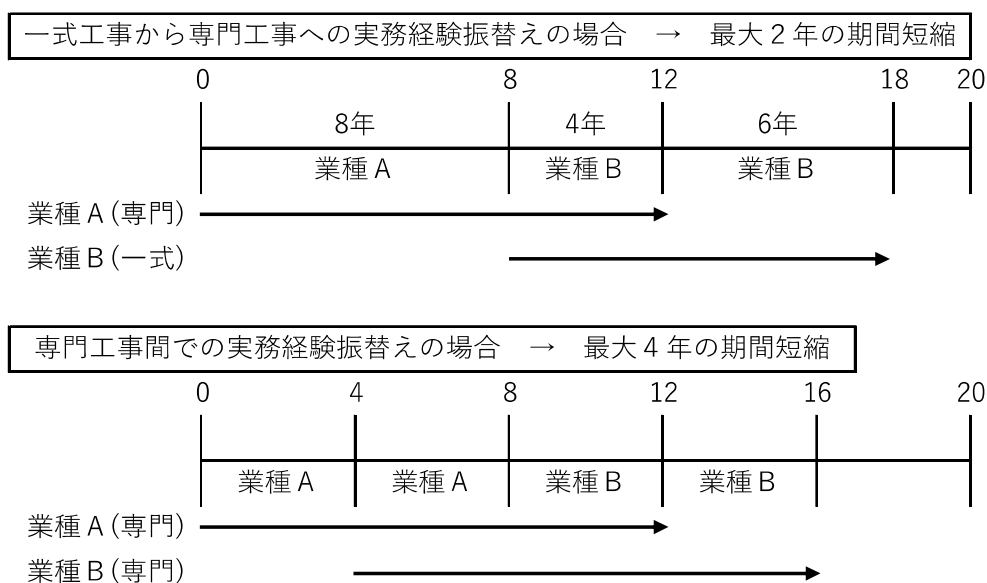
※P20の⑪の基準によっては、指定建設業7業種*3の専任技術者になることができません。

ウ 実務経験に係る要件の緩和について

許可を受けようとする業種と技術的な共通性のある他の業種の実務経験でかつ、一定の範囲内であれば、許可を受けようとする業種の実務経験要件を緩和することができます。

実務経験要件の緩和年数

専任技術者になろうとする業種での実務経験とその他の業種での実務経験を、あわせて12年以上（専任技術者になろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要）有していれば、営業所の専任技術者になる資格を有することができます。なお、様式第8号による有資格区分コードは「99」です。



実務経験要件緩和を認める業種の範囲

・【一式工事⇒専門工事】の実務経験の振り替えを認める場合

経験業種	⇒	申請業種（8年以上）
土木一式	⇒	とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体

※専門工事から一式工事への振り替えはできません。

・【**専門工事⇔専門工事**】での実務経験の振替えを認める場合（申請業種については、8年以上）

経験/申請業種	⇔	経験/申請業種
大工	⇔	内装仕上
とび・土工	⇔	解体

エ 指定学科卒業に係る要件の緩和について

建設業法の技術検定に係る一級及び二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学又は高等学校において指定学科を卒業した者と同様に、その合格後所定の年数の実務経験を有することで、営業所専任技術者の要件を満たすことができます（法第7条第2号「ハ」該当）。

なお、この要件緩和は、指定建設業及び電気通信工事業以外の建設業において適用されます。

また、特定建設業許可に係る営業所専任技術者の要件、建設工場の現場に配置される主任技術者・監理技術者についても同様の扱いになります。

一級の技術検定

第一次検定又は第二次検定に合格後、専任技術者になろうとする業種に関し、**3年**の実務経験が必要です。

二級の技術検定

第一次検定又は第二次検定に合格後、専任技術者になろうとする業種に関し、**5年**の実務経験が必要です。

指定学科卒業と同様とする検定種目

指定学科	検定種目
土木工学	土木施工管理・造園施工管理
建築学	建築施工管理
電気工学	電気工事施工管理
機械工学	管工事施工管理

※建設業の種類別に対応する指定学科については、P54「表3 建設業の種類別指定学科」をご参照ください。

※具体的な検定種目と合格後必要な実務経験年数の組み合わせについては、P56「表4 検定種目・実務経験年数の組み合わせ」をご参照ください。

(3) 請負契約に関して誠実性があること（法第7号第3号）

許可を受けようとする者が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。下記ア、イの欠格要件に該当する者は、許可を受けることが出来ません。また、これら不正な手段によって許可を受けたことが判明した場合は、許可の取消処分になります。

ア 許可申請及びその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

イ 法人にあってはその法人・役員等、個人にあっては事業主・支配人及び建設業法令第3条に規定する使用人が次に掲げる事項のいずれかに該当するとき（許可の更新の場合は、①、⑦、⑧のいずれかに該当するとき）。

①	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの（成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しないこととする。※参考資料8参照）
②	不正の手段により建設業の許可を受けたこと等の理由によりその許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
③	許可の取消処分を免れるため廃業の届出を行い、当該届出の日から5年を経過しないもの
④	許可の取消処分を免れるため廃業の届出を行った場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは建設業法施行令第3条に規定する使用人であった者又は当該届出に係る個人の建設業法施行令第3条に規定する使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑤	営業停止の処分を受け、その停止の期間が経過しない者
⑥	許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
⑦	次に掲げる者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁錮以上の刑に処せられた者 ・ 建設業法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた者 ・ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法のうち建設業法施行令第3条の2に定める規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた者 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた者 ・ 刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）の罪を犯したことにより罰金の刑に処せられた者
⑧	暴力団の構成員である者、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

(4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用があること (法第7号第4号)
倒産することが明白である場合を除き、申請時点*1で下記の基準を満たしている必要があります。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次のいずれかに該当すること ・自己資本の額*2が500万円以上であること ・500万円以上の資金*3調達する能力を有すること ・許可申請直前の過去5年間許可を受けて、継続して建設業を営業した実績を有すること	次のすべてに該当すること ・欠損の額*4が資本金の20%を超えていないこと ・流動比率*5が75%以上であること ・資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本の額が4,000万円以上であること

*1) 具体的には、

- ・既存の法人・個人にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表において
 - ・新規設立の法人にあつては創業時における財務諸表(開始貸借対照表)において
- 上記の基準を満たしている必要があります。

*2) 自己資本の額とは下記のとおりです。

法人：貸借対照表における純資産合計の額

個人：(期首資本金+事業主借勘定+事業主利益) - 事業主貸勘定 + (利益留保性引当金+準備金)

*3) 「500万円以上の資金を調達する能力」は、申請者名義の口座に係る残高証明書や融資証明書等より、500万円以上の資金を有することを確認します。

なお、金融機関等の証明書は、発行日(残高証明書は残高日)が申請日前3か月以内のもの(原本)を添付してください。

事業開始間もない個人にあつては、この証明書を必ず添付してください。

*4) 欠損の額とは下記のとおりです。

(法人) 貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計を上回る額

(個人) 事業主損失がある場合に、それが事業主借勘定、利益留保性の引当金及び準備金の合計から事業主貸勘定を除いた金額を超える額

*5) 「流動比率」 = $\text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100$

5 解体工事業について

(1) 解体工事業の許可について

建設業法等の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 1 日に施行され、それまで「とび・土工・コンクリート工事」に含まれていた工作物の解体工事については、新たな業種区分である「解体工事」として扱われることとなり、解体工事業を営むには、原則として解体工事業の許可が必要となりました。

解体工事の対象となるものは、新設時に土木一式工事又は建築一式工事において建設される工作物の解体（総合的な企画、指導、調整を必要としないもの）です。

なお建設業法においては、新設時にそれぞれの専門工事において建設される工作物を解体する工事は、解体工事ではなく、各専門工事に該当します。

例) 壁・天井の解体→内装仕上げ工事、外構フェンスの撤去・解体→とび・土工・コンクリート工事

解体工事業の登録について

請負金額が税込 500 万円未満の解体工事業を営もうとする者は、元請・下請を問わず、建設リサイクル法により当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の解体工事業の登録が必要です。

そのため、「軽微な建設工事」に該当する解体工事のみを営業する場合でも、建設業許可は不要ですが、解体工事業の登録を必ず受けていなければなりません。なお、建設業法における土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けていれば、解体工事業の登録は不要です。

※建設リサイクル法上の「解体工事」とは、下記のことを指します。※建設業法とは差異があります。

- ・ 建築物のうち、建築基準法施行令第 1 条第 3 号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事。

《構造耐力上主要な部分とは？》

基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもののことをいいます。

- ・ 建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事。

※解体工事業の登録を受けていた業者が、新たに土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を受けた場合には、建設リサイクル法上の手続きとして「登録抹消の通知」をしなければなりません。

(2) 法施行前後のとび・土工工事及び解体工事の実務経験の取扱い

法施行前の「旧とび・土工工事」の実務経験年数は、すべて法施行後の「新とび・土工工事」の実務経験年数として計上することができます。

また、解体工事の実務経験年数には、旧とび・土工工事の実務経験のうち、解体工事に係る実務経験年数のみ計上することができます。

※法施行前にとび・土工工事として請け負った解体工事の実務経験の期間は、とび・土工工事及び解体工事双方の実務経験の期間として重複して計上することができます。

(3) 解体工事業の技術者要件

解体工事業の許可を受けるに当たっての専任技術者の要件は次のとおりです。

○特定建設業の専任技術者（監理技術者）要件

①	1級土木施工管理技士*1
②	1級建築施工管理技士*1
③	技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））*2
④	主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

○一般建設業の専任技術者（主任技術者）要件

①	特定建設業の資格のいずれか
②	2級土木施工管理技士（土木）*1
③	2級建築施工管理技士（建築又は躯体）*1
④	とび技能士（1級）
⑤	とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
⑥	登録解体工事試験*3
⑦	大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
⑧	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
⑨	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
⑩	とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

*1) 平成27年度までの合格者に対しては、合格後、**解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習*3の受講**のいずれかが必要です。

*2) 合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習*3の受講が必要です。

*3) 登録解体工事試験及び講習を実施している機関については、国土交通省のホームページで確認してください。（「登録解体工事試験」「登録解体工事講習」をサイト内検索）

6 建設業者の義務

建設業者は、建設業法により下記の事項を中心に義務が課されています。

(1) 許可を受けた後の届出等について

建設業者は、許可申請書に記載された事項に変更があったときなど、建設業法上定められた届出事項が生じた場合には、適切に書類を提出する必要があります。

詳しくは、本手引きのP94以降をご参照ください。

(2) 工事現場における技術者の配置について

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、元請・下請の別及び請負代金の大小にかかわらず、その工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければなりません。

一方、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、一定額以上の下請契約を締結して施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

なお、工事現場に配置される主任技術者等は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められるため、いわゆる出向者については、現場配置の主任技術者等となることはできません。

また、営業所に置かれる「専任技術者」も、原則として「主任技術者」及び「監理技術者」になることはできません。

加えて、政令で定める「公共性のある工作物に関する重要な工事」については、元請・下請にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で置かなければなりません。この場合においては、営業所の専任技術者は、例外なく工事現場専任の主任技術者または監理技術者になることはできません。また、他の工事現場の主任技術者または監理技術者を兼ねることもできません。

工事金額・許可業種における技術者については、P29「《参考資料1》建設業法における技術者制度」を参照してください。

(3) 標識について

建設業者は、店舗及び工事現場ごとに公衆の見やすい場所に「標識（建設業の許可票）」を必ず掲げなければなりません。

標識については、P30「《参考資料2》標識について」を参照してください。

なお、建設業を営む者は、当該建設業について、建設業の許可を受けていないのにその許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはなりません。建設業の許可を廃業したり失効したりした場合は、すみやかにその標識を撤去してください。

(4) 契約の締結等について

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際しては、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

建設工事の請負契約の当事者とは、発注契約の当事者すなわち発注者と請負人のみならず、下請契約の当事者すなわち元請負人と下請負人も当然含まれます。

また、建設業者は、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令により定めるものを記載した帳簿を備え、請負契約の目的物の引渡しの日から5年間は、これを保存しなければなりません。

契約の内容となる一定の重要な事項及び国土交通省令で定める帳簿に記載する事項については、P31「《参考資料3》契約書及び帳簿に記載しておかなければならない事項について」を参照してください。

(5) 一括下請負の禁止について

建設業者は、請け負った工事を一括して他人に請け負わせる一括下請負契約を結ぶことは出来ません。

- * 1 注文者の信頼に反するものであり、工事施工の責任の所在を不明確にし適正な施工を妨げるおそれがあるほか、中間業者に利潤を取られる場合が多く、請負代金の増嵩又は工事の質の低下を招くことから、一括下請負は原則として認められていません。
- * 2 例外として、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合（公共工事や共同住宅の施工等の一定の工事は除きます）は一括下請負契約をすることができます。

《参考資料1》建設業法における技術者制度

許可業種		指定建設業（法第15条） 土木・建築・電気・管・鋼構造物・ ほ装・造園			指定建設業以外		
建設業許可	許可の種類	特定		一般	特定		一般
		営業所に置く専任技術者	国家資格者（一級）または国土交通大臣特別認定者		国家資格者（一級、二級）または実務経験者等	国家資格者（一級）または指導監督実務経験者	
工事現場の技術者	発注者から直接工事を請け負った場合の下請金額の合計	4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）	4,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）	4,500万円以上は契約できない（建築一式工事の場合は7,000万円以上）	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
		※元請、下請、金額の多寡にかかわらず、現場に技術者を置かなければならない。（注1）（法第26条1項、2項）					
	技術者の資格要件	国家資格者（一級）または国土交通大臣特別認定者	国家資格者（一級、二級）または実務経験者等		国家資格者（一級）または実務経験者等	国家資格者（一級、二級）または実務経験者等	
	技術者の現場専任制	①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事であって、請負金額が 4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円） 以上となる工事は専任が必要（個人住宅や長屋を除いたほとんどの工事が対象。元請、下請けにかかわらず専任制が必要）（注2）（注3）（法26条3項） ②①以外の工事 専任の必要なし					
資格者証の携帯の必要性（法第26条5項）	専任が求められる監理技術者は必要		—		専任が求められる監理技術者は必要		—
講習の受講の必要性（法第26条4項）	—		—		—		—

（注1）令和2年10月から、一定の要件を満たす場合に下請の主任技術者の設置を不要とする「専門工事一括管理施工制度」が創設された。

- 〔要件〕 ・下請金額3,500万円未満の鉄筋、型枠工事
 ・元請負人が発注者の承諾と下請負人の合意を得ること
 ・下請負人からの更なる下請契約は禁止

（注2）現場専任を求められる技術者は、許可要件の「営業所の専任技術者」と兼務することはできない。

（注3）令和2年10月から、監理技術者の現場専任制が緩和され、監理技術者補佐を専任で置いた場合には、元請の監理技術者の2現場兼任が可能になった。監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者

《参考資料2》 標識について

許可を受けた建設業者は、店舗及び工事現場ごとに公衆の見やすい場所に下記の標識を必ず掲げなければなりません。

標 識 を 店 舗 に 掲 げ る 場 合

35cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称	〇〇建設(株)		
	代表者の氏名	栃木 一郎		
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許 可 年 月 日
	一般建設業	とび・土工事業	国土交通大臣 栃木県知事 (般-4) 第 99999 号	令和 4 年 7 月 1 日
			国土交通大臣 知事	
			国土交通大臣 知事	
			国土交通大臣 知事	
この店舗で営業 している建設業	とび・土工事業			
40cm以上				

※「この店舗で営業している建設業」については、許可を受けた建設業のうちから記載してください。「総合建設業」という記載は認められません。

標 識 を 建 設 工 事 の 現 場 に 掲 げ る 場 合

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称	〇〇建設(株)		
	代表者の氏名	栃木 一郎		
	主任技術者の氏名	専任の有無	栃木 二郎	専任
		資格名	資格者証号 交付番号	1級土木施工管理技士 第234567号
	一般建設業又は 特定建設業の別	一般建設業		
	許可を受けた建設業	とび・土工事業		
	許 可 番 号	国土交通大臣 栃木県知事 (般-4) 第 99999 号		
	許 可 年 月 日	令和 4 年 7 月 1 日		
35cm以上				

《参考資料3》 契約書及び帳簿に記載しておかなければならない事項について

1 契約書の記載事項について（建設業法第19条）

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際しては、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

契約の内容となる一定の重要な事項は、下記のとおりです。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

2 帳簿の記載事項について（建設業法第40条の3）

一 建設業者は、次の内容を記載した帳簿を備え、目的物の引き渡しから5年間保存しなければなりません。

- (1) 営業所の代表者の氏名及び当該営業所の代表者となった年月日
- (2) 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項
 - ① 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ② 注文者と請負契約を締結した年月日
 - ③ 当該注文者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該注文者が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - ④ 完成を確認するための検査が完了した年月日、引渡しをした年月日
- (3) 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項
 - ① 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ② 下請負人と下請契約を締結した年月日
 - ③ 当該下請負人の商号又は名称及び住所並びに当該下請負人が建設業者であるときは、その者の

許可番号

- ④ 完成を確認するための検査を完了した年月日、引渡しを受けた年月日
- ⑤ ②の下請契約が特定建設業者が注文者となった下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項
 - a 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
 - b 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、手形を交付した年月日及び手形の満期
 - c 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額
 - d 遅延利息を支払ったときは、その額及び支払った年月日
- ⑥ 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者以外の者と住宅を新築する請負契約を締結した場合は、次に掲げる事項（平成21年10月1日から施行）
 - a 当該住宅の床面積
 - b 当該住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第三条第一項の建設新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合
 - c 当該住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。）と住宅建設瑕疵担保責任保険契約（同法第二条第五項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約をいう。）を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

二 また上記「一」の帳簿には以下の書類を添付しなければなりません。

- (1) 契約書の書面又はその写し（電磁的記録可）
- (2) 特定建設業者が注文者となって一般建設業者（資本金4,000万円以上の法人企業を除く）と下請契約をした場合は、当該下請代金の支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段を証する書面又はその写し
- (3) 特定建設業者が注文者（元請工事に限る）となって、4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に据え付ける施工台帳のうち、以下のもの。
 - ① 監理技術者の氏名及び有する監理技術者資格、並びにその他の専門技術者を配置した場合には、その者の氏名、その者が管理した工事の内容、有する主任技術者資格
 - ② 下請負人の商号又は名称、及び建設業の許可を持つ場合はその許可番号
 - ③ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - ④ 下請負人が配置した主任技術者の氏名及び有する主任技術者資格、並びにその他の専門技術者を配置した場合には、その者の氏名、その者が管理した工事の内容、有する主任技術者資格